

難病患者等福祉手当について

○ 福祉手当制度の目的

この手当での制度は、難病患者等又はその介護者に対し手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

○ 手当を受けられる人

野木町に住所を有する難病患者等又はその介護者

○ 手当額および支給方法

- | | |
|--------|--|
| 1、手当額 | 年額 24,000 円 (申請月から月割りで支給) |
| 2、支給月 | 9月・3月 (2回) ※それぞれ該当月までの分を支給します。 |
| 3、支給期間 | 受給資格認定の申請をした日の属する月から、資格を喪失した日の属する月まで。 <u>※ 申請月は受給者証の認定月には遡りません。</u> |
| 4、支給方法 | 難病患者等又はその介護者の口座に振込みます。 |

○ 申請の手続き

- 1、難病患者等福祉手当支給申請書 (給付・年金係にあります)
- 2、特定医療費(指定難病)受給者証・小児慢性特定疾患医療費受給証及び一般特定疾患医療受給者証
- 3、難病患者等又はその介護者の預金通帳

○ 現況届

毎年1回、難病患者等の医療受給確認のため現況届を町長に提出しなければなりません。

- ・難病患者 → 1月実施
- ・小児慢性特定疾患患者 → 5月実施

○ その他の届出

- 1、氏名又は住所を変更したとき。
- 2、支給の振込先を変更したとき。
- 3、公費の医療給付を受けられなくなったとき。
- 4、介護者を変更したとき。
- 5、その他、難病患者等及び介護者に変更があったとき。

問い合わせ先
野木町住民課 給付・年金係
電話 0280-57-4141